第 64 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成28年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相	ج ع	方	 	放棄の理由
住	所	氏 名		双来 0 垤 田
徳島市南矢三町三丁目5番33		薩山聖二	徳島県営住宅の家賃1,128,800円に係る債権	回収不能のため
徳島市新浜町一丁目5番		田内實男	徳島県営住宅の家賃147,800円に係る債権	同上
徳島市新浜町一丁目4番		森 トシ子	徳島県営住宅の家賃954,000円に係る債権	同上

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第64号 権利の放棄について 195